

(2)退職で残額を一括して給与等から差し引かない場合

退職後、普通徴収(本人が納付書で納付)にする場合の記入例

異

三重県内全市町共通様式

し三重県内の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

給与支払報告 特別徴収 に関する給与所得者異動届出書

受付印 (宛先) 津市長 令和4年12月1日提出

〒514-8611 津市西丸之内23番1号 株式会社 あのと工業

特別徴収義務者指定番号 123456789 宛名番号 6

所属 総務課 氏名 津市 一郎 電話 059-229-3130 内線 (6220)

フリガナ ツダ コウタロウ 氏名 津田 江太郎 生年月日 元号 3 1 月 1 日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 受給者番号 TSU002 1月1日現在の住所 津市西丸之内23番3号 異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 108,100 円 徴収済額(納付済額) 54,100 円 未徴収税額(ア)-(イ) 54,000 円 異動日 R 4 年 11 月 30 日 異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c 異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入

① 特別徴収義務者(新しい勤務先) 11月末で退職した給与所得者の徴収方法を、12月分から普通徴収に変更する場合の記入例

(ア)特別徴収(年税額) 108,100円(6月分から翌年5月分)
(イ)徴収済額 54,100円(6月分から11月分)
(ウ)未徴収税額 54,000円(12月分から翌年5月分)
↑普通徴収分

新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 _____ 納入書の要否(新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

※市町記入欄

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。

徴収予定月日 _____月 _____日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) _____円

左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため

【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。